



グループ内部告発ポリシー

2023年7月更新

1. 適用の目的と範囲

本書は、Pirelli Groupの本内部告発ポリシー (以下「ポリシー」という) である。本ポリシーは、守秘義務への違反に関する内部告発書を提出するための手続きを規定した2017年11月発行のポリシーと、内部告発の処理、内部告発者の保護基準、世話役と関係者に関するガイドラインの改訂版である (使用用語の定義については第2項を参照のこと)。ポリシーは、適用される現地、地域、全国、国際規制に従った、機密保持の原則、匿名性の保護、報復の禁止も保証する。

本ポリシーの条項は、Pirelli Groupが営業する及び/またはPirelli Groupの会社内に監督機関が設立された国にある、資格を有する規制、監督、法的機関に通報する権利または義務 (現地の関連規制によって規定される場合もある) をいかなる方法でも妨げる、または制限するものではない。

本ポリシーは、第2項に規定されている全ての通報送信者を意図しており、Pirelliが特定の現地ポリシーを発行した場合 (その場合はグループポリシーより優先される) を除いて、Pirelli Groupの会社 (Pirelli & C.S.p.A.及びその関連会社。以下「Pirelli」または「グループ」という) に適用され、ポリシーと矛盾する可能性のある、同じ対象を統治する特定の現地法に反することはない。

2. 定義

本ポリシーの対象となる「通報」とは、以下の項に規定されている守秘義務への違反に関する情報の手続きに則った通信を指す。

「**守秘義務への違反**」とは、Pirelli内部、またはPirelliの代理として、またはPirelliとの取引中、またはPirelliの利害関係者 (Pirelliの共同出資者を含む) が業務またはそれに関連する作業中に起こした、あるいは合理的に起こしたと考えられる、または起こした確率が非常に高いと考えられる行動または不備を指し、これにはそのような行動または不備を隠ぺいしようとする行為も含まれる。この行動または不備は、

- a) 守秘義務への違反を含む、または守秘義務への違反を含むと考えられる、または守秘義務への違反を誘引した、あるいは以下の目標または目的を妨害するものと定義される。
 - - 現地の関係規制によって特定の制限が規定されていない限り、あらゆる基準 (現地、地域、全国、国際) の法及びその他の関連規制、
 - - [Pirelliグループの倫理規定](#)、[行動規範](#)及び[汚職防止法準拠プログラム](#)、

- - グループのポリシー及び手続き¹(人権、多様性、平等性、インクルージョン、健康、安全性及び環境保護、生物学的多様性を含むがこれらに限らない) 及び内部統制原則、

及び/または

- b) Pirelli及びその従業員、ならびにサプライヤー、顧客、ビジネスパートナーまたは外部コミュニティなどの第三者にあらゆる種類(経済的、環境、安全性または信頼性)の損害を与える、または与える可能性がある、

及び/または

- c) 内部告発を統治する現地の関係規制に従って該当すると認識される。

本ポリシーの「**対象者**」とは、守秘義務への違反について直接または間接的に情報を入手した、以下が含まれるが、これらに限らない自然人を指す。

- - 従業員²、共同作業³者³、法人の構成員⁴及びグループの利害関係者、
- - 従業員³、共同作業⁴者⁴、法人の構成員⁵及び顧客、サプライヤー、サブサプライヤー(サプライチェーン全体を含む)及びその他のビジネスパートナー(共同出資者を含む)の利害関係者、
- - 上記の傘下にあるあらゆる第三者、
- - 現地コミュニティ及び市民社会組織の構成員(NGOなど)、
- - より広範な、あらゆるグループの利害関係者。

「**内部告発者**」とは、通報を提出した者を指す。

「**被通報者(通報された人)**」は、守秘義務に違反した、または違反したと考えられる人を指す。

「**内部告発者の管理者**」とは、4.1.項に規定されている手段に従って受領した通報の管理を担当する部署または人を指す。

「**世話役**」とは、職務関係を通して、通報手続きに関係して内部告発者を補佐する自然人を指す。

「**関係者**」とは、内部告発者と個人的または職業上の関係を持つ自然人を指す。

内部告発者及びその他の関係者/支援者に与えられる法的保護の拡大または制限は、現地の関連規制、担う役割、通報された守秘義務への違反の種類によって異なる。

¹ データ保護の違反に関する通報について、Pirelliは、データ保護責任者が監督する、専用の報告手段を提供する。

² 本ポリシーの目的では、従業員の定義に、元従業員及び求職応募者も含まれる。

³ 本ポリシーの目的では、「共同作業³者³」には、行政、管理、または監督期間の職員を含む、

⁴ コンサルタント、インターンなどが含まれる。

3. 一般原則

Pirelliは、内部告発手続きの管理において、以下の一般原則に従う責任を負い、内部告発者をはじめとする関係者に、その能力の限り、本原則に従うことを求めるものとする。

- **守秘義務の原則:** Pirelliは、内部告発者、内部告発の通報と、第5項で詳しく述べられているその内容の機密性を保証する。
- **比例性の原則:** - Pirelliの調査が、適正、必須で、その目的の達成に比例したものである。
- **公平性の原則:** 通報の分析と処理は、処理を担当する者の意見や利害に関係なく、公平に行われる。
- **善意の原則:** 内部告発者 (第6項に規定) に与えられる保護は、通報に根拠がないことが判明した場合も、それが善意 (内部告発者が、守秘義務への違反に関する情報が通報時点で事実であると信じる合理的な根拠があり、情報がポリシーの適用範囲内にあったとする) に基づくものであるとする。内部告発者は、この保護を、懲戒処分を回避するために悪用してはならない。

4. 通報の管理

4.1. 通報手段

内部告発者は、以下の方法で通報できる。

- a) - **グループ手段:** グループの社内監査部門 (以下「社内監査」という) が通報を受領し調査する。
- b) - **社内監査部門に関連する守秘義務への違反を通報するための専門手段:** 通報は、社内監査部門とは関連なく独立して、部門及び/または個人によって処理される。

適正な指示を受け取る通報マネージャーは、独立しており、タスクを実行し通報を慎重に処理するために必要な能力を有する必要がある、利害の衝突につながらないことを条件として、通報管理以外にも、他のタスクや職務を遂行することができる。

本ポリシーの適用範囲内において、**専門的手段以外**を使って通報を受領した者は、その理由または方法にかかわらず、以下を実行するものとする。

- 1) - 受領した情報の機密性を保証し、⁵内部告発者、被通報者、その他通報に含まれた者の身元を開示しないこと、あるいは、これらの者の身元を直接または間接的に特定できる情報を開示しない、
- 2) - 内部告発者に、本ポリシーで規定されている通報の提出手続きに従い、及び/または本ポリシーに規定されている専用手段を使って通報を提出するよう指示する、
- 3) - 通報管理者から、受領確認が取れた時点で、提出された通報に関する全ての情報を削除する、
- 4) - 独自の分析及び/または追加の調査を行わない。

⁵ あらゆる守秘義務の違反は、該当する場合、民事、刑事、または懲戒処分の対象となる。

4.2. 通報の内容と提出

違反を認識した通報提出者は、情報が真実であると信じる合理的な根拠を基に、事実関係、事象、関連状況を善意に基づき直ちに報告すること。

通報にはできるだけ多くの詳細情報を含め、通報された事象の正確性を効果的に検証できるよう、有益で適正な情報を提供する。可能であり、内部告発者の知るところである場合は、通報に以下を含めること。

- - 内部告発者の氏名と、連絡を取るための関連連絡先情報。ただし、通報は匿名で提出することも可能で、Pirelliは、その匿名性を尊重すると同時に、通報を監視する十分な手段を匿名の内部告発者に提供する。
- - 発生した事象の詳細な説明(日付、場所など)及び内部告発者が違反を認識した経緯、
- - 違反したと考えられる法、社内規制など、
- - 通報者の氏名と役割、または身元確認情報、
- - 通報された事象を参照できる第三者の氏名と役割、
- - 通報された事象を立証できる文書または他の要素。

通報は、**通報システム** (<https://pirelli.integrityline.com>)⁶ を通して複数の言語で提出できる。

文書は、適用法及び第7項に従って、保管、処理される。

全ての手段は、権限を持たない者が情報にアクセスしたり、内部告発者及び調査の関係者の身元情報が開示されたりしないよう、安全な方法で設計及び運用されている。

4.3. 通報の検証

通報の管理者は、通報を調査して、その正確性を立証できるか判断する。

まず、違反の可能性または実際の違反の証拠が十分にあるかどうか判断するための、事前分析を行う(「妥当性チェック」)。そのような証拠が存在する場合は、さらに通報の調査が進められる。存在しない場合は、通報は、現地の関連するデータ保管規制に従って保管される。内部告発者にはこれを通知し、本ポリシーの適用範囲に通報が該当しない場合は、他の手段または他の社内手続きに移行される。

通報に、刑事事件の可能性のある事実が含まれていると考えられる場合は、通報管理者は、現地の関連規制も踏まえた上で、通報に含まれる情報を管轄の司法当局に通知すべきか、またその時期について他の資格のある社内部門やグループの経営幹部と検討する。

⁶ あるいは、

- 社内監査部門によって管理されるグループ手段の場合、**電子メール**(ethics@pirelli.com)を送信する、あるいは
- **物理文書**をPirelli & C. S.p.A. - Viale Piero e Alberto Pirelli, 25 - 20126 Milan (MI), (Attention: Head of the Internal Audit department)宛、あるいは、社内監査部門の一員に関しては、違反の「内部告発」管理宛に郵送することも通報できる(グループ手段の場合)。

通報管理者は、内部告発者、被通報者、通報の関係者全員に対する公平性、正当性、比例性の原則に従って、通報を検証し、直ちに徹底した調査を実行する責任を有する。この検証では、通報管理者は、可能な限り個人情報の匿名性と、情報の機密性を保証するために、該当する社内部門及び/または専門の外部コンサルタントの支援を受けることが可能である。

現地の関連法令が許す限り、通報管理者は、通報検証作業の一部または全てを行う責任を、他の社内部門に委任することもできる。通報管理者は、いずれの場合も、本ポリシーに規定されている原則への準拠、処理の正当性、それに続く対処の適切性を監視する責任を有する。全ての懲罰処分は、4.4項の規定の通りである。

調査では、通報管理者は、内部告発者に対し、必要な、あるいは相応の補完情報を提供できるよう依頼することができる。内部告発者は、善意に基づき、通報管理者に提供された情報を補完または修正する権利を有する（Pirelliは、意図的に虚偽の通報を提出する内部告発者から会社を守る権利を保持する）。通報管理者は、通報された事象に関する知識を持つ可能性のある他の人物に対する面談、または当該人物からの情報の提供を要求することができる。

被通報者は、現地の関連規制が規定する制限内で、弁護する権利及び/または調査の結果を知る権利を保証される。

4.4. 検証の結果

検証段階が完了すると、通報管理者は、実行された調査の調査方法、妥当性チェックの結果、及び/または調査結果、収集された補強証拠、対処計画の推奨事項をまとめた報告書を作成する。通報の調査を終了する場合は、理由を記載する。

次に、結果を基に、通報を、「知る必要がある」かどうかの基準に則って、社内幹部及び関連部署（会社、地域及び/またはグループレベル）と共有し（文書の匿名版を共有する可能性も含める）、行動計画（必要な場合）及び/または他の処置（従業員に対する懲戒処分を含め）が必要かどうかを決定するため、関連部門と討議する。

受領した各通報に関する文書は、十分な補強証拠がないという調査結果になった場合でも、現地の関連規制によって規定される機密要件に従って、規定された期間内、規定される方法で保管される。

最低6か月に1回は、社内監査部門は、関係者の匿名性を保証しながらPirelli & C.S.p.A.の「監査、リスク、持続可能性及び企業ガバナンス委員会」及び地域の法規制統制及び監督機関（ある場合に、受領した通報の数と種類、実行した措置の結果を報告すること。

この段階で、本ポリシーで説明されている手続きが有効で、定義された目的を達成しているかどうかも査定する。運用環境などの要素に、通報手続きの有効性に悪影響を与える変化の兆候が見られる場合、Pirelliは手続き自体の変更を検討する。

5. 機密性

違反の早急な通報を奨励するため、Pirelliは、内部告発者、被通報者、世話役、あらゆる関係者の身元情報を含め、各通報と、それに含まれる情報の機密性を保証する。身元情報は、以下の場合を除いて、通報管理者以外の何者にも開示されない。

- a) - 本人が明示的に同意した場合、または他の領域で自ら意図的に身元情報を開示した場合、
- b) - 現地の関連規制に従って、法的機関によって行われる、または訴訟手続きの枠内で行われる調査の文脈で、開示が必要あるいは相応の義務である場合。

通報に企業機密で構成される情報が含まれる場合は、通報を解決する目的に必要なものを除いて、使用または開示されてはならない。

6. 報復行為の禁止

Pirelliは、内部告発者、世話役、関係者、被通報者、あるいは通報の妥当性調査に協力した全ての人(各人の関係者を含め)に対する、恐喝、報復、差別またはその試みを許容しない。

Pirelliは、上記の者に対するあらゆる報復の影響を排除(可能な場合)または補償を試みるものとする。Pirelliは、上記の者に対する報復行為に従事、または報復を行うと恐喝した者に対し、主張または通報された内容が虚偽であったことから発生する刑事または民事補償に対し法的保護を求める関係者の権利を侵害することなく、適切な処置を取る権利を保有する。

Pirelliは、意図的に虚偽、根拠のない、あるいは気まぐれによる、及び/または誹謗、中傷または被通報者または通報の他の関連者に対する差別を目的として通報した者から、Pirelliの権利、資産、信用を守るため、現地の関連規制が許す限りにおいて、最も適切な懲戒処分及び/または法的処置を取ることができる。

7. 個人情報の処理

内部告発書に関連して取得された内部告発者及びあらゆる関係者の個人情報(人種及び民族的出身、宗教、哲学的信念、政治的な意見、政党または組合への所属、健康状態及び性的指向を示す個人情報、犯罪行為または起訴などの特殊分類に属するデータを含む)は、いかなる場合もグループのグローバル個人情報保護ポリシーの条項に従って、関連する「内部告発」法に規定される制約と保護の範囲において、当該法令によって規定される義務を果たすために、該当するデータ保護規制の条項に従って処理される。

個人情報は、通報管理者によって(対象に関する特定の現地規制に違反しない範囲で、かつ考えられるいかなる利害の衝突にも関係なく)、本ポリシーで規定された手続きを実行する目的でのみ処理される。

Pirelliは、通報に使用される手段に従って、データ主体に適切なプライバシーポリシーを提供する。

「作り込まれたプライバシー」及び「既定としてのプライバシーと最小限化」の原則に従って、Pirelliは、通報を受領(書面及び口頭による)する機密手段を設計、実装し、内部告発者ならびに関

連する第三者の匿名性とその身元情報の機密性が保証される（所轄官庁または訴訟手続きの文脈において必要及び相応の義務がある場合を除いて）、安全な方法で処理する。

個人情報の処理は、通報の適切な処理を保証するために厳密に必要、及び相応な範囲に制限され、関連法令で定められた期間を超えないものとする。この期間の経過後、通報管理者には、通報の内容を匿名化することが求められる。

情報処理作業は、通報管理者の監督の下、特にセキュリティ対策と関連する個人の機密性の保護、通報に含まれる情報に関して、適法によって内部告発手続きの実施に関連して承認、指示、特訓を受けた従業員、または外部の専門家（この場合は適切な契約上の安全対策を採用した上で）に委任することができる。

収集された要素と実行された検証によって、当初通報された状況が立証できると判明した場合、通報に含まれる個人情報は、通報後、被通報者に対する適切な法的及び/または規律上の保護を保証するため、各事案を担当する法人及び社内部門、ならびに司法当局及び/または他の資格のある機関または適法によって承認された第三者に連絡することができる。

適用される内部告発規制への完全な準拠を保証し、内部告発者及びデータ主体の機密性を保護するために必要な場合、適用されるデータ保護規制の下、データ主体の権利の行使は制限される場合がある。

2023年7月

監査、リスク、持続可能性及び企業ガバナンス
委員会

PIRELLI & C. S.P.A.